

# 建築基準法の改正について

(令和6年4月1日施行予定)

(令和7年4月1日施行予定)

福島市都市政策部開発建築指導課建築審査係

令和6年4月1日施行予定

**(1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化**

(2) 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化

(3) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設

(4) 既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化

(5) 避難時倒壊防止構造の合理化

(6) 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画  
(面積区画)に係る規定の合理化

### 現行

- 大規模な建築物(例:4階以上等)や避難上困難が生じる用途(例:就寝/不特定多数の者が利用)の建築物では、原則耐火建築物とすることが求められている。
- この耐火建築物では**全ての主要構造部を耐火構造**(例:RC造、被覆S造など)とし、火災時に損傷を許容しないことが原則となる。



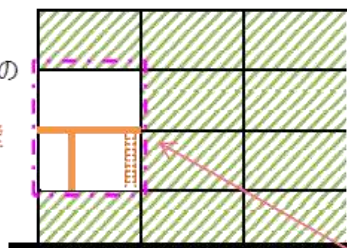
### 改正概要

- 耐火建築物においても、火災時の損傷によって**建築物全体への倒壊・延焼に影響がない主要構造部**について、**損傷を許容し、耐火構造等とすることを不要(あらかしの木造で設計可能)**とする。

耐火構造等とすることを不要とする(火災時に損傷を許容する)主要構造部のイメージ

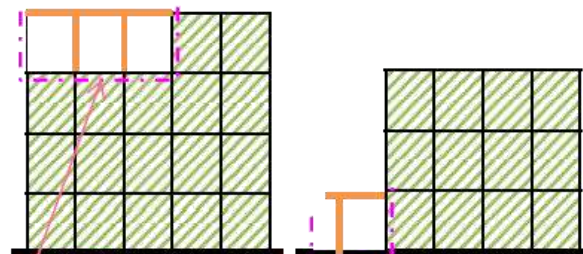
#### ■ 中間階

メゾネット住戸・客室等の  
中間床・階段及び  
これを支える柱・はり・壁



#### ■ 最上階及び地上

飲食店・会議室等の  
屋根・天井及び  
これを支える柱・はり・壁



長時間の耐火構造の壁・床や防火設備で区画

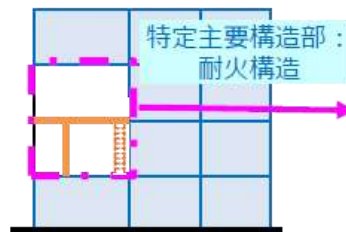
— 損傷を許容する主要構造部   
  損傷を許容しない主要構造部(特定主要構造部)   
  強化防火区画

### 改正の効果

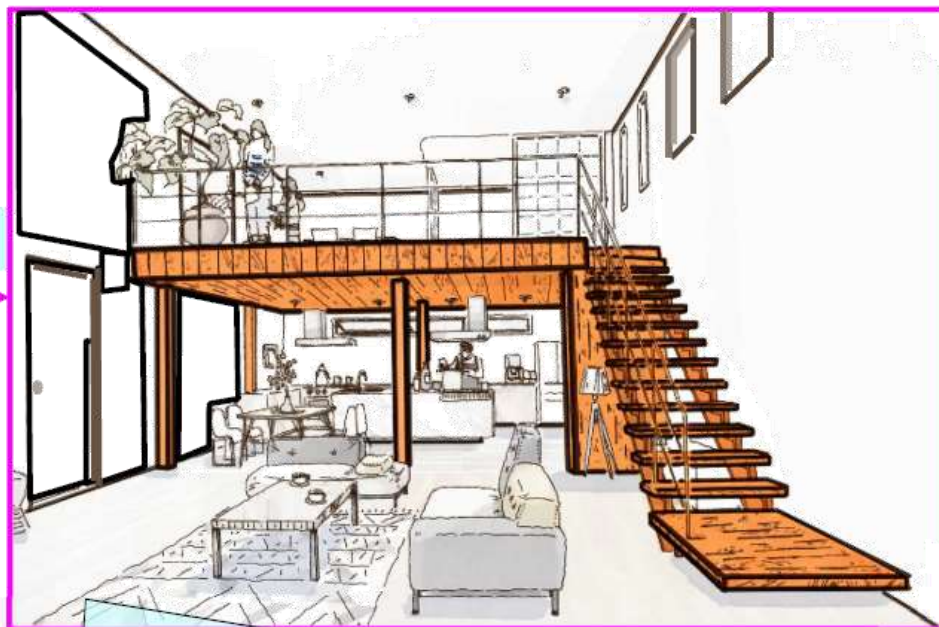
- 建築物の見せ場となる特定の居室・空間(例:最上階の飲食店・ホール、メゾネットの住居・客室等)の部分的な木造化など混構造建築物の設計ニーズに対応

## 改正概要(令第108条の3)①

- 火災を区画内にとどめることで、建築物全体が倒壊・延焼しないための構造方法とした場合、**当該区画内において主要構造部の損傷を許容(あらかしの木造で設計可能)**。

 延焼を防止できる区画内で、  
中間床や階段等を木造化


- 損傷を許容する主要構造部
- - - 強化防火区画



## 【当該部分を区画する床、壁及び防火設備】

・木材使用量等に応じて長時間の火災に耐えうる強化防火区画を設置する。区画内の木造部材等が火災により燃焼等した場合、区画外や周囲の建築物への延焼を有効に防止。

※要求される具体の性能・仕様は告示にて規定。

## 【その他の留意点】

- ・損傷を許容する主要構造部についても一定時間一定の性能(厚み等)を要求  
 ※要求される具体の性能・仕様は告示にて規定
- ・居室の用途、部位(共同住宅の天井等)によっては、現行規定(令第128条等)どおり内装制限がかかるため仕上げを準不燃材料等とすることが必要

改正概要 (令第108条の3) ②

- 「損傷を許容する主要構造部(あらわしの木造で設計可能)が存する区画された部分が避難の用に供する廊下その他の通路にある場合、当該通路を経由しないで地上までの避難を終了できるものであること」を要求する。

避難の用に供する通路に区画された部分が存する場合は、別に2方向目の有効な避難経路を確保する必要。

図1 ✕

令108条の3に定める部分のある室を経由しなければ避難できない

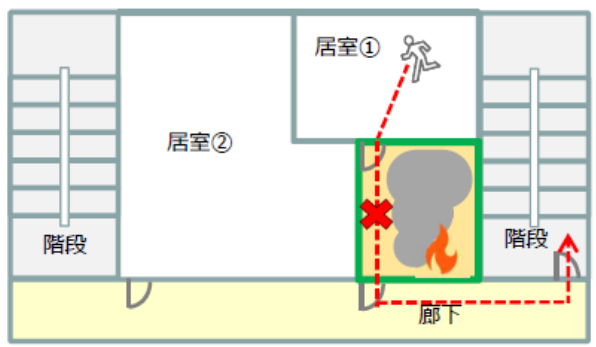
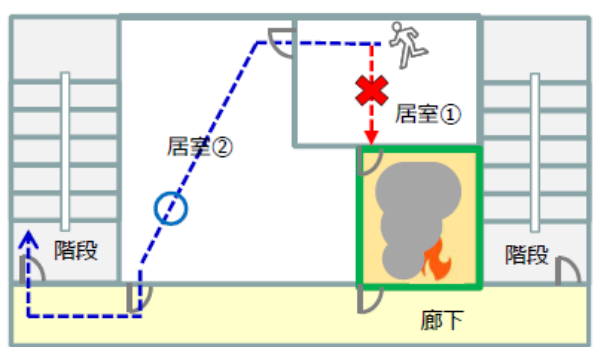


図2 ○

令108条の3に定める部分のある室を経由せずに避難することができる

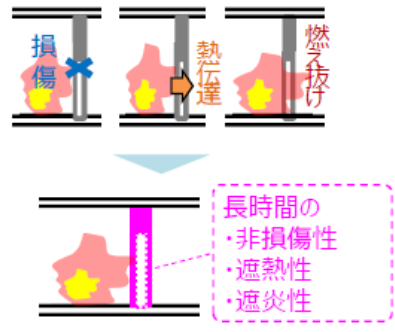


- 損傷を許容する主要構造部が存する室
- 居室①の在館者の避難経路
- 居室①の在館者の避難経路

(1)  
**可燃物量の増加に伴う**  
**区画内火災の長期化のリスク**に対して要求すべき性能

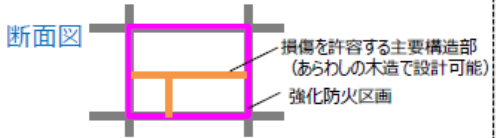
- ①非損傷性
- ②遮熱性
- ③遮炎性

・区画内で生じる火災が消火するまでの間、区画部材が  
 <①損傷> <②熱伝達> <③燃え抜け> を生じないこと

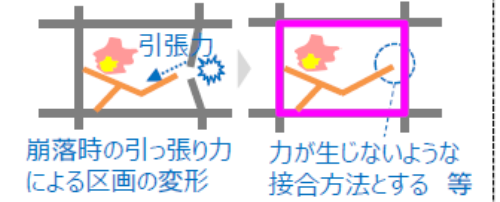


(2)  
 区画内の部材の倒壊・落下に伴う  
**区画の変形のリスク**に対して要求すべき性能

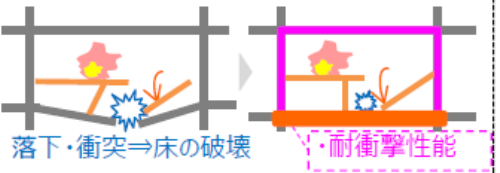
④応力遮断性



・燃烧部材の崩落で生じる力などによる 区画の崩壊の防止



・燃烧部材の崩落後の衝突による区画(床)の破壊の防止

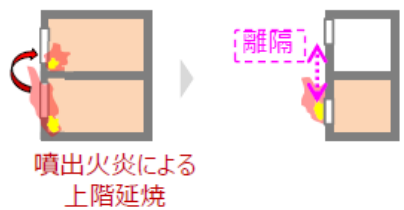


(3)  
**可燃物量の増加に伴う**  
**開口部等を通じた炎による延焼のリスク**に対して要求すべき性能

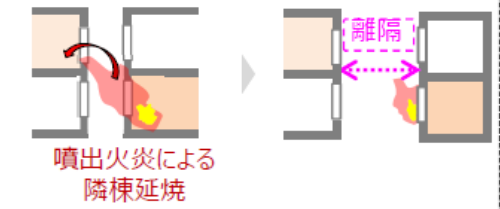
⑤延焼防止性

・開口部からの**火炎の噴出**による**屋外を通じた延焼**等を防止

<上階延焼防止>

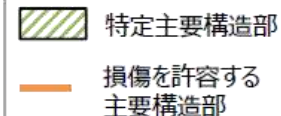
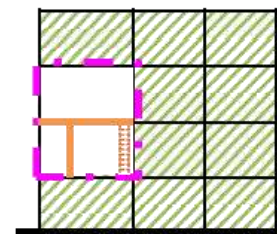


<隣棟延焼防止>



## 改正概要

- 今回の改正により、従来の「主要構造部」が「特定主要構造部」と「損傷を許容する主要構造部（あらかしの木造で設計可能）」の2つに分かれた。
- これを踏まえ、「主要構造部を耐火構造」「主要構造部を準耐火構造」とすることを求めている法令上の各規定は
- ①「特定主要構造部」のみを対象にすれば足りるか
  - ②「主要構造部」全体＝「損傷を許容する主要構造部」+「特定主要構造部」の両方を引き続き対象にするかを明確にした上で、①の場合については規定上の「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。



### ア 規定を適用する前提条件として建築物全体の主要構造部を耐火構造、準耐火構造とすることを求める規定

- ①「特定主要構造部」のみを対象にすれば足りる  
(※「主要構造部」→「特定主要構造部」)

#### 【例】

§120①表<直通階段までの歩行距離> ※青字を追記  
 主要構造部が準耐火構造である場合(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)  
 又は主要構造部が不燃材料で造られている場合

### イ 対象部材・部分単位で主要構造部を耐火構造、準耐火構造とすることを求める規定

- ②「主要構造部」全体を引き続き対象とする  
(※「主要構造部」のまま)

#### 【例】

§112②<一時間準耐火基準> ※修正なし  
 前項の一時間準耐火基準とは、主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の構造が、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。(以下略)

※その他【耐火建築物】【法第2条第9号の2イに適合すること】を要求している規定もアと同様の規制内容だが特に改正しない(特段改正せずとも、自動的に適用される)

現行の特定行政庁の条例等で、「主要構造部」という表現を用いている規定については、条文毎に整理の必要があると考えられるため、上記の整理をもとに同様の改正を検討されたい。

令和6年4月1日施行予定

(1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化

**(2) 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化**

(3) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設

(4) 既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化

(5) 避難時倒壊防止構造の合理化

(6) 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画  
(面積区画)に係る規定の合理化



現行

- 大規模木造建築物については、延べ面積が3000㎡を超える場合は、以下のいずれかに適合することを求めている。
  - ① 主要構造部を耐火構造とする
  - ② 床面積3000㎡以内毎に耐火構造の「壁等」で区画する



改正概要

- 準耐火構造(あらわしの木造で設計可能)のみで3000㎡超の大規模木造建築物等が可能な構造方法(③④)を追加。

	3000㎡以下	3000㎡超(法第21条第2項)	
4階以上 16m超  (法第21条 第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 耐火構造</li> <li>■ 火災時倒壊防止構造</li> </ul>	①耐火構造 	③火災時倒壊防止構造 防火区画(準耐火構造,原則100㎡毎) 
3階以下 16m以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 規制なし(木造での設計例)</li> </ul> 延焼 防火壁 (耐火構造,1000㎡毎) 木造(耐火性能不要)	※柱・壁等に木 材をあらわしとす ることは困難 	②「壁等」により3000㎡毎に区画 (※改正後は第21条第3項の別棟みなし) 延焼 防火壁 壁等(強化耐火構造) 木造(耐火性能不要) 
			④周辺危害防止構造 周囲への放射熱量を制御 ・外殻(外壁・屋根)の強化、中規模区画 により延焼を防止

追加する新たな構造方法  
(主要構造部を準耐火構造とする構造方法)

小割の区画により延焼・倒壊を防止  
※ 法第21条第1項(4階建以上の木造建築物等規制)を満たす構造

改正の効果

- 大断面の木材をあらわしで使用する構造等が可能に

## 耐火構造

通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造【法第2条第9号】



石こうボード

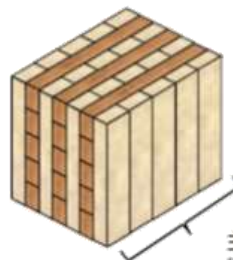


木造とする場合は、木材を石こうボードで全面的に覆わなければならない



## 火災時倒壊防止構造

通常の火災が消火の措置により終了するまで建築物の倒壊及び延焼を防止する構造【法第21条第1項】



主要構造部に十分な燃えしろを確保

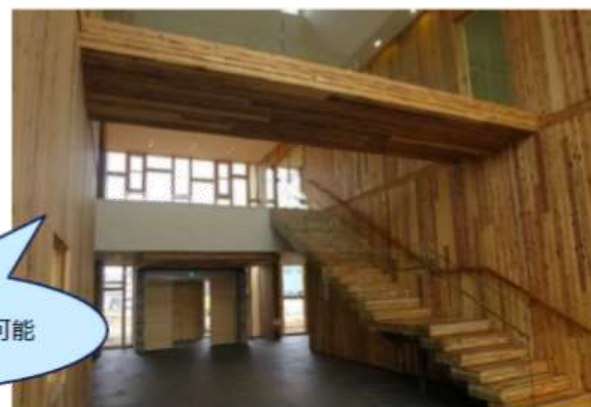


燃焼後の太い柱

消火の措置を支援する観点から、付室の設置や、階段室等を防火性能の高い壁などで区画

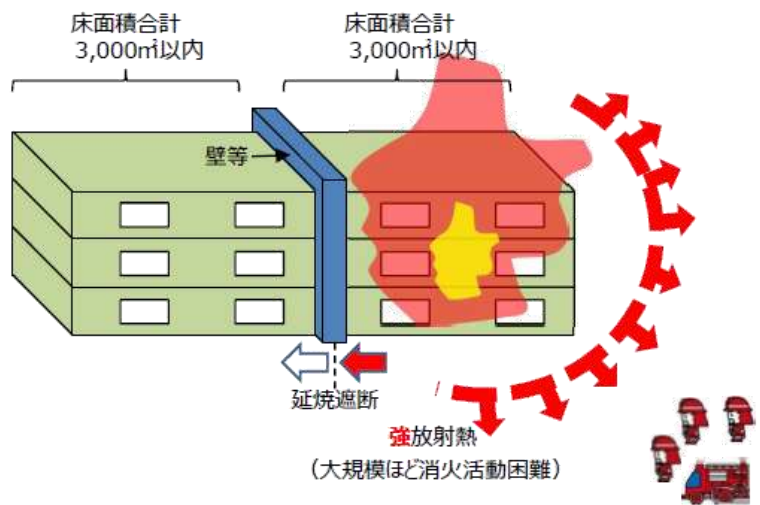


木材を厚くすることで、表面に見える形で利用可能(木造あらし)



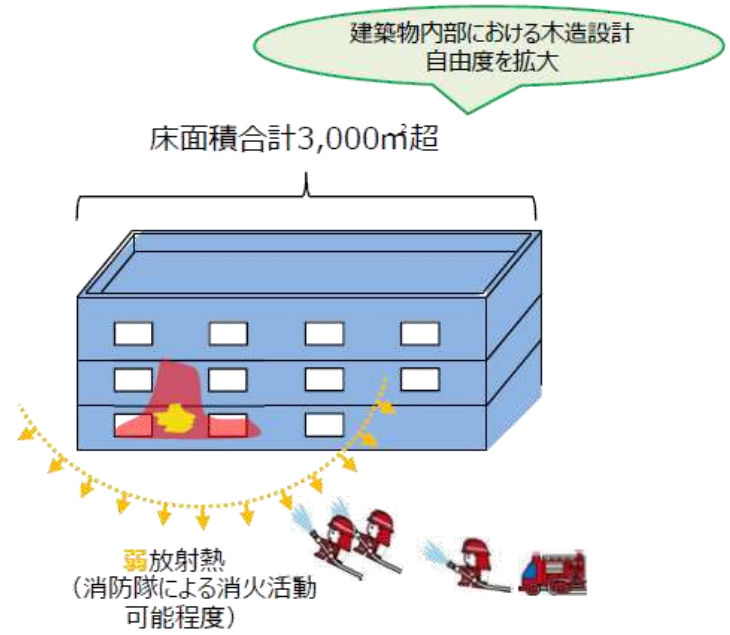
「壁等」

通常の火災による延焼を防止できる「壁等」(=壁・柱・床・防火設備等)で区画し、各区画の床面積の合計を3000㎡以内とする



周辺危害防止構造

外殻(外壁、屋根)の強化と中規模区画等により通常の火災による周囲への放射熱量を一定以下に抑制できる構造を要求



## 令和6年4月1日施行予定

- (1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化
- (2) 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化
- (3) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設**
- (4) 既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化
- (5) 避難時倒壊防止構造の合理化
- (6) 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画  
(面積区画)に係る規定の合理化

# 【建築基準法第21条、第27条、第61条ほか関係】 防火規制に係る別棟みなし規定の創設

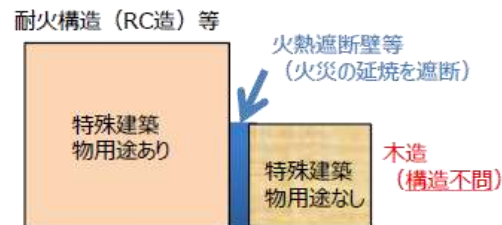
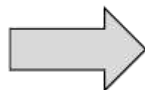
## 現行

混構造建築物や複合用途建築物の場合、防火規制については一部の構造や用途に引きずられ、建築物全体に厳しい規制が適用されている。

## 改正概要

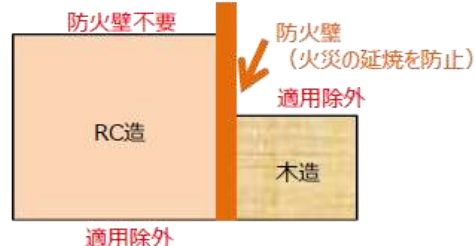
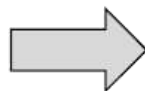
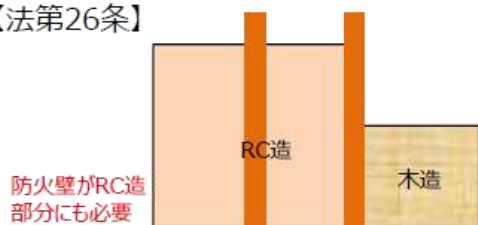
- 延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（火熱遮断壁等）（法第21、27、61条）や防火壁（法第26条）で区画すれば、**建築物の2以上の部分を防火規制の適用上別棟とみなすことを可能**とする。（区画された部分ごとに規制を適用する。）

### 【法第27条】



※火熱遮断壁等の仕様として、壁やコア（階段室等）のほか、渡り廊下も想定。

### 【法第26条】



## 改正の効果

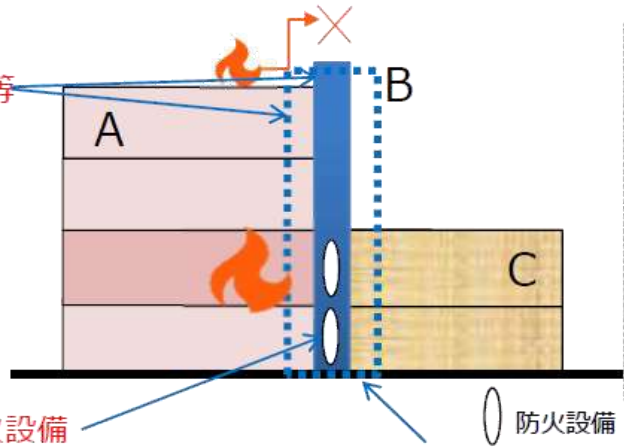
火熱遮断壁等で区画することにより防火規制を一部適用除外することが可能となることで、混構造建築物や複合用途建築物において、木造化等の設計を採用しやすくなる効果が見込まれる。

**改正概要**

○火熱遮断壁等（令第109条の8）（＝延焼を遮断できる高い耐火性能の壁や部材で構成されるコア）の基準は以下のとおり。（壁等（現行の法第21条第2項第2号、令第109条の7）をベースとして、合理化）

＜壁等の基準＞

一定範囲を不燃化・突出等による外壁面強化（延焼防止性）



高い耐火性能の壁と防火設備（非損傷性・遮熱性・遮炎性）

火災部分の倒壊により生じる応力を受けた場合にCに防火上有害な損傷を生じさせない（自立性）

＜合理化事項＞

合理化事項①

・壁等が防火設備である場合の遮熱性  
 →防火設備の周囲を不燃化することで、防火設備の遮熱性に係る要求性能を緩和

合理化事項②

・壁等の自立性  
 →防火上影響が無い範囲で壁等（B）の一部の倒壊を許容（※従来は（B）の倒壊不可）

**改正の効果**

シャッターの使用が容易となる 等

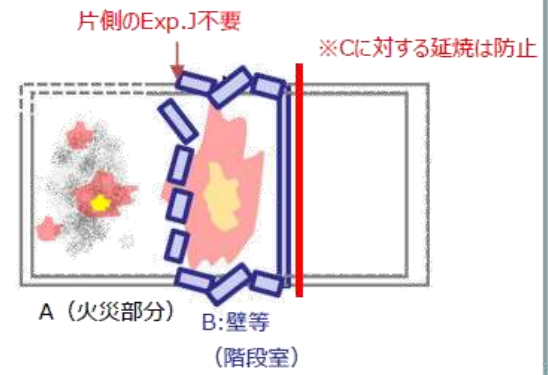
**改正の効果**

一部Exp.Jを不要とすることが可能 等

【仕様のイメージ】（今後、告示で規定）

壁タイプ	壁	コアタイプ	コア

※上記2タイプに加え、渡り廊下タイプを規定する予定。



改正概要

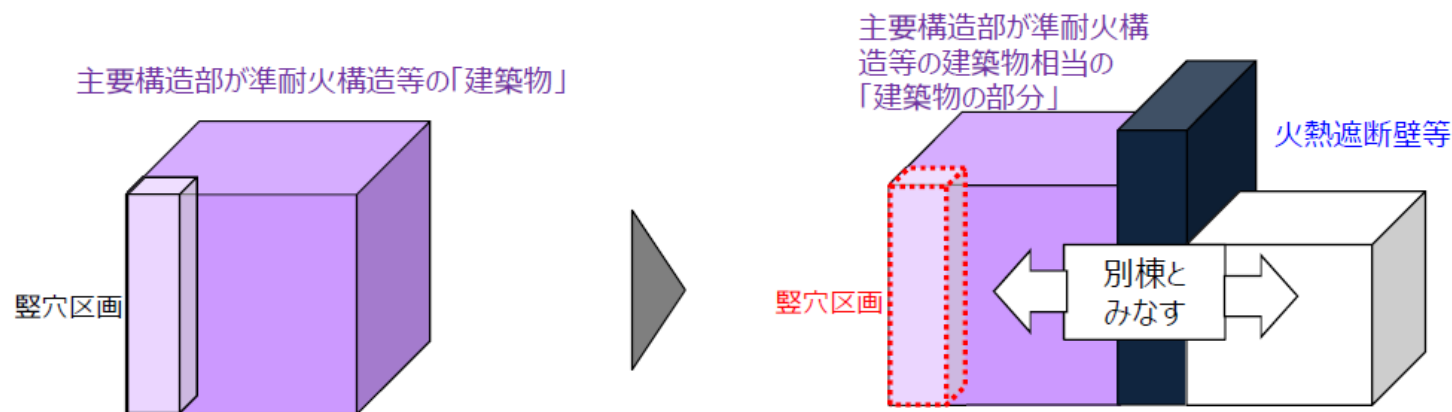
主要構造部が準耐火構造等の建築物を対象とした防火上の性能を補足する規定を火熱遮断壁等で区画することにより分離された「建築物の部分」にも適用することとする。

【対象】 防火上の性能を補足する以下の規定

- ・令第109条の2の2（層間変形角）
- ・令第112条第1、4、5項（面積区画）
- ・令第112条第11項（縦穴区画）

【令第109条の2の2第2・3項、令第112条第22・23項の適用イメージ】

＜例：縦穴区画に関する規定（令第112条第11項関係）＞



主要構造部が準耐火構造等の建築物と同様に「別棟とみなした準耐火構造等の建築物の部分」に対しても縦穴区画を設ける。

## 改正概要

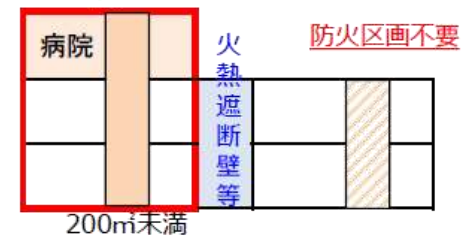
**第36条に基づく政令の規定(防火区画、隔壁)について、火熱遮断壁等で区画された建築物の部分を別棟とみなす**ことができることとし、それぞれの部分で規制の適用の有無を判断する。

【対象】 第112条第12項・第13項 (建築物の面積・階数・用途等に応じて規制の適用の有無が分かれる規定)

(例) 第112条第12項の場合

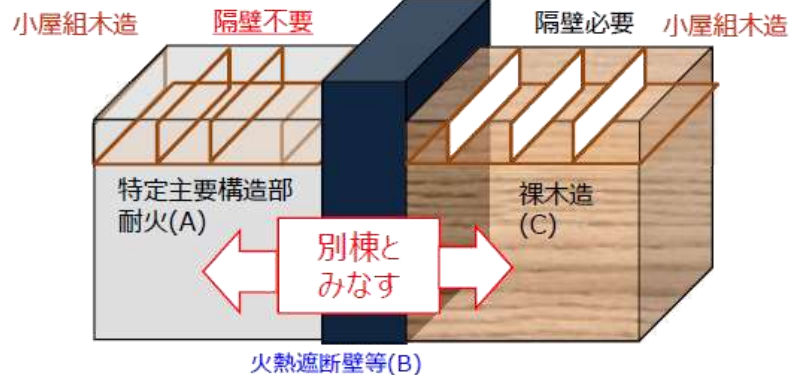
3階を病院等とした建築物で、階数が3で延べ面積が200㎡未満のもの、の縦穴部分については、第112条第12項において、所要の防火区画をすべきとされている。  
 火熱遮断壁等で区画した2階建部分には、縦穴部分の防火区画を不要とする。

防火区画が必要



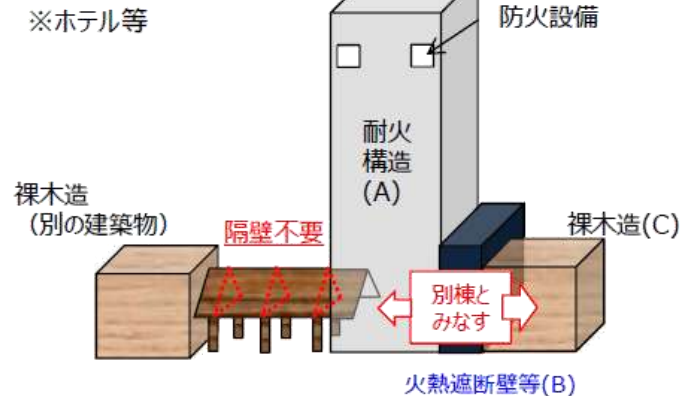
【対象】 第114条第3項・第4項 (主要構造部の耐火性能等によって適用除外を受けることができる規定)

(例1) 令第114条第3項の場合 ※倉庫等



特定主要構造部が耐火構造(A)の部分は、小屋裏隔壁の設置を不要とする。

(例2) 令第114条第4項の場合



耐火建築物相当の部分(A)に接続する渡り廊下については、小屋裏隔壁の設置を不要とする。



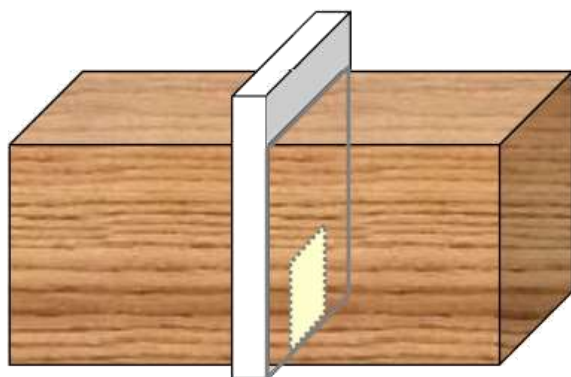
改正概要

**火熱遮断壁等を法第26条の「防火壁・防火床」とみなすことができる**こととする。

(令第113条第3項。現行の「壁等」と同じ扱い)

○防火壁・防火床（令第113条第1項）

- ・木造建築物を1,000㎡ごとに区画する際に用いる
- ・延焼拡大防止の観点で防火上有効な構造である



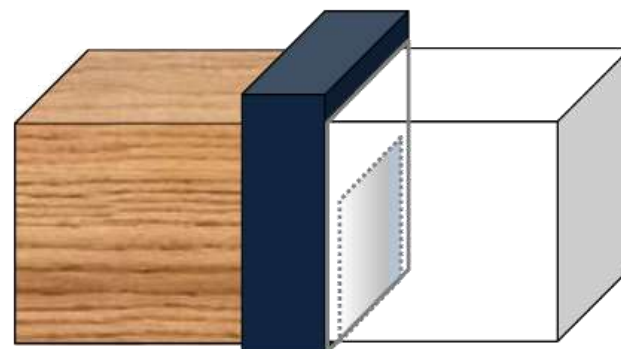
- ↑・開口部には一定性能の防火設備を設置  
(遮熱性なし、開口部の幅等に制限を設ける)
- ・1時間耐火構造

延焼防止性能



○火熱遮断壁等（令第109条の8）

- ・あらゆる構造（木造含む）・面積の建築物を区画する際に用いる
- ・区画された部分から他の部分への延焼を完全に遮断する



- ↑・開口部に更に性能の高い防火設備を設置  
(遮熱性あり、開口部の幅等に制限を設けない)
- ・90分耐火構造等

# 【関連改正／建築基準法施行令第126条の4第2項、第128条の6】 避難関係規定(非常用照明装置及び内装制限)に係る別棟みなし規定の拡充

## 改正概要

- 避難関係規定においては、建築物の部分が、相互に火熱・煙による防火上・避難上有害な影響を及ぼさない構造である場合には、廊下、避難階段及び出入口に係る規定（令第5章第2節）について、規定の適用上別棟とみなすことができることとしている（避難別棟、令第117条第2項）。
- **非常用照明装置及び内装制限に係る規定**についても、**避難別棟と同様に別棟とみなすことができる**こととする。

【避難規制に係る別棟規定の整備状況】 ※いずれも令第117条第2項に規定される仕様

法	政令	規制概要	規制対象建築物	規制対象単位	別棟規定
第35条	第5章 第2節	廊下、避難階段及び出入口	別表(1)～(4)の特殊建築物 延べ面積500㎡超の建築物 無窓居室を有する階 延べ面積1000㎡超の建築物	建築物 階 居室	令第117条第2項
	第5章の3	避難安全検証	第112条及び避難関係規定の対象となる建築物	建築物 階 区画	令第129条の2の2

## ＋ 今回追加

法	政令	規制概要	規制対象建築物	規制対象単位	別棟規定
第35条	第5章 第4節	非常用照明の設置	別表(1)～(4)の特殊建築物 (500㎡超) 階数3以上延べ面積500㎡超の建築物 採光上の無窓居室 延べ面積1000㎡超の建築物の居室 居室から地上への通路	建築物 居室	(新設) 第126条の4第2項 別棟部分について、用途・規模に応じて適用を合理化する。
第35条の2	第5章の2	特殊建築物等の内装	別表(1) (2)(4)の特殊建築物 (主要構造部の耐火性能に応じて一定の規模以上のものに限る。) 自動車車庫・修理工場 階数3以上延べ面積500㎡超等の建築物 内装制限上の無窓居室、火気使用室	建築物 居室	(新設) 第128条の6 別棟部分について、用途・規模に応じて適用を合理化する。

※第5章第3節（排煙設備）については、令第126条の2第2項に別途別棟みなし規定（相互に煙による避難上有害な影響を及ぼさない構造）を整備済。

## 改正の効果

内装制限の緩和等（例：小規模非特殊用途部分をあらわして施工）を可能とする。

## 令和6年4月1日施行予定

- (1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化
- (2) 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化
- (3) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設
- (4) 既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化**
- (5) 避難時倒壊防止構造の合理化
- (6) 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画  
(面積区画)に係る規定の合理化

# 【建築基準法第86条の7、施行令第137条～137条の15】 既存建築物の増築等に係る既存遡及の緩和(防火・避難規定)

## 現行

防火・避難規定における既存不適格遡及の緩和措置は限定的にしか設けられておらず（※）、原則遡及適用されるため、ストック活用が困難な場合がある。

※法では小規模増改築に係る第26条、第27条、第61条の緩和措置

## 改正概要

- 既存不適格建築物の増築等における既存遡及を緩和する規定を大幅に拡充する。

既存遡及を緩和する増築等	対象規定
① 増築等を行わない部分（法第86条の7第3項、第87条第4項）	廊下幅（令第119条） 内装制限（法第35条の2）等 ※建築物の一部分のみ遡及させることで効果を発する一部の規定のみ対象
② 増築等が小規模・部分的な範囲に限る場合（法第86条の7第1項） <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小規模増改築（小規模な機能向上工事）                ⇒基準時の延べ面積1/20以下かつ50㎡以下（火災の発生のおそれの少ない用途に供する部分を除く。）の増改築                ※既存部分の危険性が增大しないこと等の追加要件あり（P31～33）</li> <li>■ 防火別棟・避難別棟を増築                ※増築等により別棟とみなすことができる部分を新設する場合</li> <li>■ 屋根・外壁の大規模修繕・模様替</li> </ul>	①の 対象 規定 を 除 く 規 定  主要構造部規定 防火区画規定 ※ 避難関係規定 ※ ※ただし、過去の火災事例を踏まえ、特定の竪穴区画等の規定においては例外的に遡及や代替措置を要求することを想定（P.28・29）
③ 火熱遮断壁等で区画された別棟部分（法第86条の7第2項、第87条第4項） ※増築等の前から、別棟とみなすことのできる部分が2以上存在する場合	主要構造部規定 防火区画規定※ ※ただし、過去の火災事例を踏まえ、竪穴区画の規定においては例外的に遡及を要求することを想定（P29）

## 改正の効果

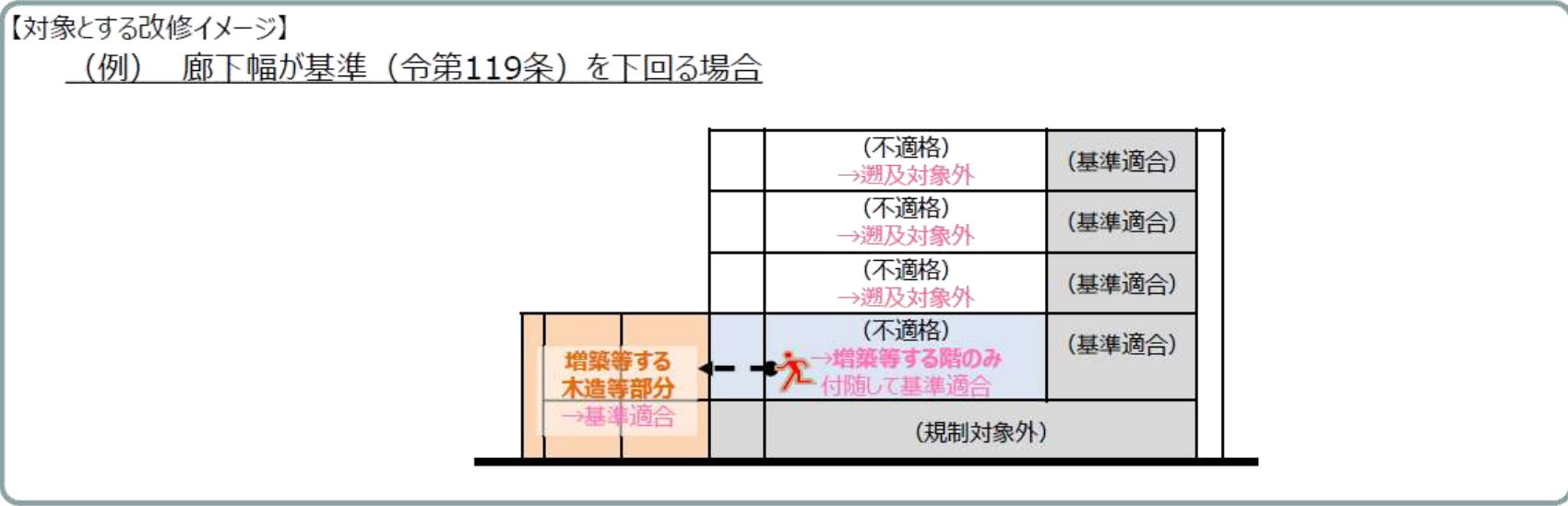
- 増築等に当たっての防火・避難規定における現行規定の適用範囲を規定の趣旨上適用させるべき最低限の部分に限定することで、一定の安全性向上を図りつつ、増築等による建築物の省エネ化やストックの有効活用を円滑化する。

①増築等を行わない部分は、廊下幅（令第119条）、非常用照明（令第5章第4節）、非常用進入口（令第5章第5節）及び内装制限（法第35条の2）に係る規定の遡及対象外とする。  
 ※無窓居室の主要構造部（法第35条の3）については従来から措置済

増築等を行う部分：遡及対象

増築等を行わない部分：遡及対象外

※増築等をする階など、避難経路に供する部分は付随して基準適合が必要



②小規模増改築（増改築に係る対象床面積※1が50㎡以下かつ基準時における延べ面積の1/20である場合）  
 については、**主要構造部規定、防火区画規定、避難関係規定を遡及対象外※2とする。**

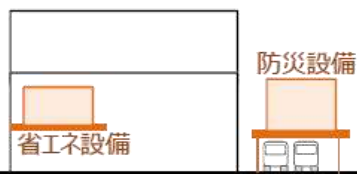
- ※1 増改築に係る床面積の算定から火災の発生のおそれの少ない用途（階段室、機械室、便所、浴室、昇降路等）に供する部分を除く。  
 （防火・避難規定の既存遡及の緩和に係る対象床面積の算定に関してのみの特例であることに留意。）
- ※2 既存部分に遡及等を求める規定
  - ・直通階段の縦穴区画（令第112条第11項等）
  - ・2方向避難（令第121条）（ただし、退避区画の設置による代替措置を許容することを想定）

性能要件

当該増改築が**既存部分の危険性を増大させない**こと

【対象とする改修イメージ】

① 省エネ設備や防災設備の増設



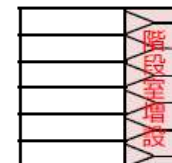
② 水回り設備の増設



③築古の公営住宅で便所・浴室を省エネ性能の高いものに斉リニューアル  
 →便所・浴室部分は不算入（※）



④中層マンション等で階段を増設  
 →階段部分は不算入（※）



※ 防火・避難規定の既存遡及の緩和に係る対象床面積の算定に関してのみの特例であることに留意。

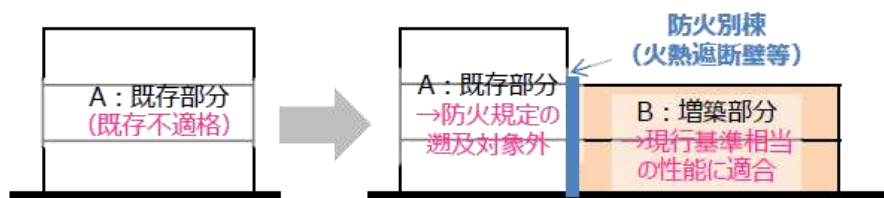
②防火別棟・避難別棟を増築する場合には、主要構造部規定、防火区画規定、避難関係規定を遡及対象外※とする。(令第137条の2の2～令第137条の11)

- ※ 既存部分に遡及を求める規定
- ・ 堅穴区画 (令第112条第11項等)
  - ・ 屋根等関係の規定 (法第22条・第62条等)

性能要件

増築部分は現行基準の要求性能を有すること (告示で各基準を規定)

【対象とする改修イメージ】



②屋根・外壁の大規模修繕・模様替については、建築物の内部構造に係る規定(防火区画規定、避難関係規定)を遡及対象外※とする。(令第137条の12)

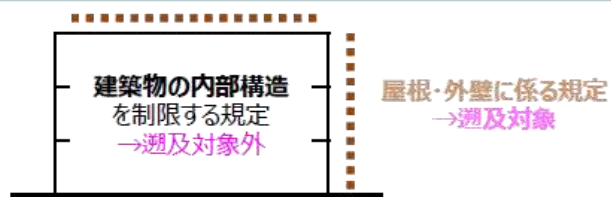
- ※ 既存部分に遡及等を求める規定
- ・ 直通階段の堅穴区画 (令第112条第11項等)
  - ・ 2方向避難 (令第121条) (ただし、退避区画の設置による代替措置を許容することを想定)
- ※ 屋根等関係の規定 (法第22条・第62条等) や 外壁に係る規定 (法第21条・第23条等) も法令の規定に基づき遡及対象となる。

性能要件

避難の安全上支障とならないこと

【対象とする改修イメージ】

- 屋根・外壁の断熱改修
- 屋根・外壁の防水措置等の長寿命化改修



③ 火熱遮断壁等で区画された別棟部分が増築等の前から2以上存在する場合、区画された別棟部分のうち、増築等を行う別棟部分のみ現行基準適合を要求し、増築等を行わない別棟部分は主要構造部規定、防火区画規定の遡及対象外※1とする。

※1 既存部分に遡及を求める規定

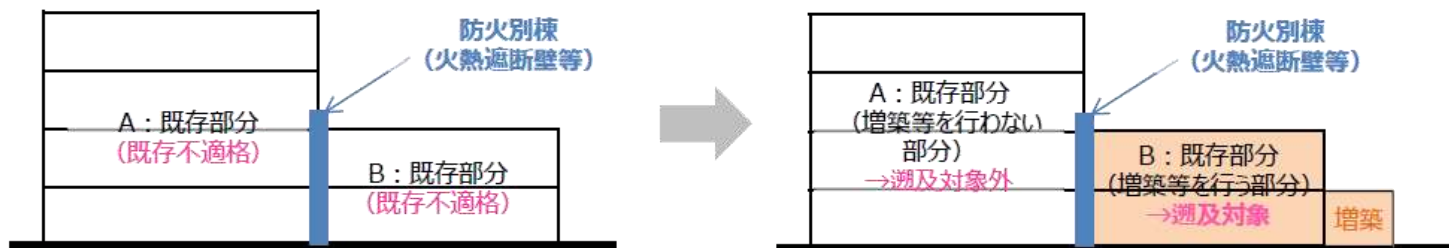
- ・ 堅穴区画（令第112条第11項等）
- ・ 屋根等関係の規定（法第22条・第62条等）

※ 避難別棟、排煙別棟についてはすでに同様の措置を措置済（令第137条の14第3・4号）

火熱遮断壁等で区画された別棟部分のうち、増築等を行う別棟部分：遡及対象

増築等を行わない別棟部分：遡及対象外

【対象とする改修イメージ】





○：遡及緩和措置の適用あり（\*従来から措置済） ×：遡及緩和措置の適用が無く、増築等にあたり既存部分の現行基準適合が必要

小規模増改築における  
各要件の考え方は、  
今後技術的助言において  
示す予定

対象規定	遡及緩和する増築等		遡及緩和措置の適用有無		追加要件等
	① 法第86条の7第3項 ② 法第86条の7第1項 ③ 法第86条の7第2項				
○法第21条第1項 大規模木造 (高さ) ○法第21条第2項 大規模木造 (3000㎡超)	①	部分増築等	×		
	②	小規模増改築	○	法第21条第1項：既存部分の倒壊及び延焼の危険性が增大しないこと 法第21条第2項：－	令第137条の2の2
		別棟増築	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合（告示で詳細を規定）	
		大規模修繕・模様替	×		
③	独立部分	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合	令第137条の14第2号	
○法第22条 受害防止 (22条区域の屋根) ○法第25条 大規模木造建築物の受害防止 (外壁・軒裏・屋根)	①	部分増築等	×		
	②	小規模増改築	○	既存部分の外壁/軒裏/屋根における延焼の危険性が增大しないこと	令第137条の2の3 令第137条の2の5
		別棟増築	×		
		大規模修繕・模様替	×		
③	独立部分	×			
○法第23条 受害防止 (22条区域の外壁)	①	部分増築等	×		
	②	小規模増改築	○	既存部分の外壁における延焼の危険性が增大しないこと	令第137条の2の4
		別棟増築	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合（告示で詳細を規定）	
		大規模修繕・模様替	×		
③	独立部分	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合	令第137条の14第2号	
○法第26条 防火壁	①	部分増築等	×		
	②	小規模増改築	○*	－	令第137条の3
		別棟増築	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合（告示で詳細を規定）	
		大規模修繕・模様替	○*	－	令第137条の12第2項
③	独立部分	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合	令第137条の14第2号	
○法第27条 特殊建築物	①	部分増築等	×		
	②	小規模増改築	○*	－ ※特殊用途以外の部分の増築に限る。	令第137条の4
		別棟増築	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合（告示で詳細を規定）	
		大規模修繕・模様替	○*	－	令第137条の12第2項
③	独立部分	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合	令第137条の14第2号	

# 【建築基準法施行令第137条～第137条の15】

## （参考）防火規定における既存遡及緩和措置の適用範囲

○：遡及緩和措置の適用あり（\*従来から措置済） ×：遡及緩和措置の適用が無く、増築等にあたり既存部分の現行基準適合が必要

小規模増改築における各要件の考え方は、今後技術的助言において示す予定

対象規定	遡及緩和する増築等		遡及緩和措置の適用有無	
	①法第86条の7第3項 ②法第86条の7第1項 ③法第86条の7第2項			追加要件等
○法第36条（※防火関係のみ）				
・竪穴区画 （令第112条第11～13項） ※直通階段の階段室を除く。	①	部分増築等	×	
	②	小規模増改築	○	既存部分の延焼の危険性が增大しないこと 令第137条の6の4第2項第2号
		別棟増築	×	
		大規模修繕・模様替	○	－ ※屋根・外壁の大規模修繕・模様替に限る。 令第137条の12第5項
・竪穴区画以外の防火区画 （令第112条第1項等） ・界壁・隔壁（令第114条）	①	部分増築等	×	
	②	小規模増改築	○	既存部分の延焼の危険性が增大しないこと 令第137条の6の4第2項第1号
		別棟増築	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合（告示で詳細を規定）
		大規模修繕・模様替	○	－ ※屋根・外壁の大規模修繕・模様替に限る。 令第137条の12第5項
	③	独立部分	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合 令第137条の14第2号
○法第61条 防火・準防火地域				
	①	部分増築等	×	
	②	小規模増改築	○*	増改築後の規模が階数2以下（防火地域においては、かつ、延べ面積500㎡以下） 既存部分を含めた外壁開口部に20分防火設備を設置 増改築部分の外壁・軒裏を防火構造（木造建築物にあっては既存部分を含む。） 令第137条の10 令第137条の11
		別棟増築	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合（告示で詳細を規定）
		大規模修繕・模様替	○*	既存部分を含め、外壁開口部に20分防火設備（片面）を設置 令第137条の12第9項
	③	独立部分	○	【防火別棟】既存部分は現行基準適合 令第137条の14第2号
○法第62条 受害防止 （防火・準防火地域の屋根）				
	①	部分増築等	×	
	②	小規模増改築	○	既存部分の屋根における延焼の危険性が增大しないこと 令第137条の11の2
		別棟増築	×	
		大規模修繕・模様替	×	
	③	独立部分	×	

【建築基準法施行令第137条～第137条の15】  
 (参考)避難規定における既存遡及緩和措置の適用範囲

○：遡及緩和措置の適用あり（\*従来から措置済） ×：遡及緩和措置の適用が無く、増築等にあたり既存部分の現行基準適合が必要

小規模増改築における  
各要件の考え方は、  
今後技術的助言において  
示す予定

対象規定	遡及緩和する増築等		遡及緩和措置の適用有無	
	① 法第86条の7第3項 ② 法第86条の7第1項 ③ 法第86条の7第2項			追加要件等
○法第35条				
・避難施設 (令第5章第2節) ※廊下幅(令第119条)を除く。 ・排煙設備 (令第5章第3節)	① 部分増築等	×		
	② 小規模増改築	○	既存部分の避難の安全上支障とならないこと ※居室以外の部分の増築に限る。	令第137条の6の2
	別棟増築	○	避難施設(令第5章第2節)：【避難別棟】既存部分は現行基準適合 (告示で詳細を規定) 排煙設備(令第5章第3節)：【排煙別棟】既存部分は現行基準適合 (告示で詳細を規定)	
	大規模修繕・模様替	○	建築物の避難の安全上支障とならないこと ※屋根・外壁の大規模修繕・模様替に限る。	令第137条の12 第4項
	③ 独立部分	○*	避難施設(令第5章第2節)：【避難別棟】既存部分は現行基準適合 排煙設備(令第5章第3節)：【排煙別棟】既存部分は現行基準適合	令第137条の14 第3・4号
・敷地内通路(令第5章第6節) ※地下街(令第128条の3)を除く。	① 部分増築等	×		
	② 小規模増改築	○	既存部分の避難及び消火の安全上支障とならないこと ※居室以外の部分の増築に限る。	令第137条の6の3
	別棟増築	×		
	大規模修繕・模様替	○	建築物の避難の安全上支障とならないこと ※屋根・外壁の大規模修繕・模様替に限る。	令第137条の12 第4項
	③ 独立部分	×		
・廊下幅(令第119条) ・非常用照明(令第5章第4節) ・非常用進入口(令第5章第5節)	① 部分増築等	○	—	令第137条の15 第2項
	② 小規模増改築	×		
	別棟増築	×		
	大規模修繕・模様替	×		
	③ 独立部分	×		
○法第35条の2 内装制限 ○法第35条の3 無窓居室の主要構造部	① 部分増築等	○	—	(法第86条の7第3項)
	② 小規模増改築	×		
	別棟増築	×		
	大規模修繕・模様替	×		
	③ 独立部分	×		

現状・改正主旨

○ 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等自体を断念せざるを得ない。

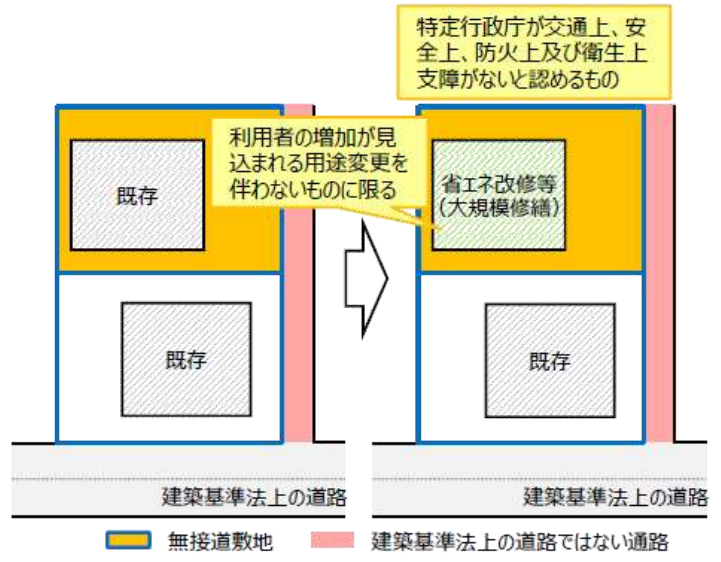
改正概要

○ 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

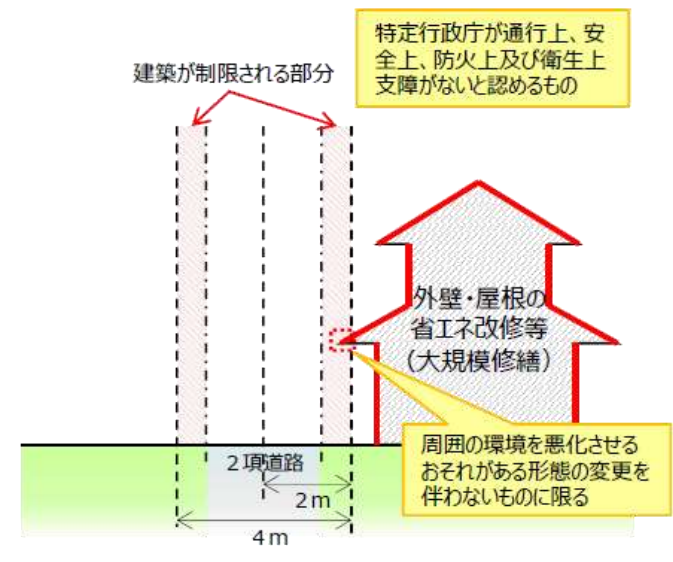
現行	増改築、大規模修繕等の際は現行基準適用が必要	➤	改正後	政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない
----	------------------------	---	-----	---------------------------------------

＜政令で定める範囲のイメージ【令第137条の12第6項・第7項】＞

接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合



道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合



## 令和6年4月1日施行予定

- (1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化
- (2) 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化
- (3) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設
- (4) 既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化
- (5) 避難時倒壊防止構造の合理化**
- (6) 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画  
(面積区画)に係る規定の合理化

# 【建築基準法施行令第110条第2号】 避難時倒壊防止構造の合理化(火災時倒壊防止構造の追加)

## 改正概要

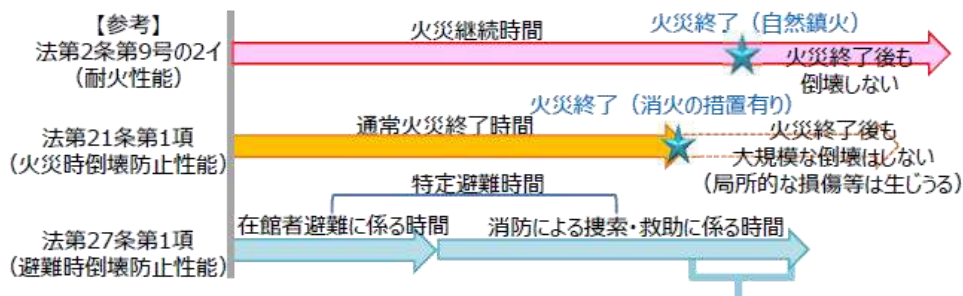
**火災時倒壊防止構造(法第21条第1項)を法第27条第1項(避難時倒壊防止構造)に適合する構造として追加**する。

### ■ 法第21条第1項、法第27条第1項の要求内容

	法第21条第1項 令第109条の5第1号 (火災時倒壊防止性能)	法第27条第1項 令第110条第1号 (避難時倒壊防止性能)
目的	通常の火災が消火の措置により終了するまでの間、倒壊及び延焼を防止	在館者が地上までの避難を終了するまでの間、通常の火災による倒壊及び延焼を防止
対象	【規模】4階以上又は16m超の木造建築物等	【用途】一定規模以上等の特殊建築物
倒壊・延焼前提	通常の火災においては消火の措置が終了するまでの時間(通常火災終了時間)倒壊・延焼しない(⇒消火さえすれば、その後局所的な部材の損傷等は生じうるが大規模な倒壊は生じない)	通常の火災においては避難完了までの時間(特定避難時間)倒壊・延焼しない ⇒法第21条第1項を満たせば、避難上支障となる大規模な倒壊・延焼しないので、目的達成
主要構造部の性能	75分準耐火構造(4階建て、延べ面積2000㎡程度の場合)	75分準耐火構造(4階建て、延べ面積2000㎡程度の場合)
区画面積	100㎡	1000㎡

### ■ 要求性能の比較

- 法第21条第1項と法第27条第1項は、同じ部位について、非損傷性・遮熱性・遮炎性を要求しており、双方の違いは、想定する加熱時間のみ



【特定避難時間が通常火災終了時間を上回る場合】  
通常火災終了時間時点において火災は鎮火しており、これ以降大規模な倒壊に至ることはなく、避難上支障がないことから、同時間以降の消防捜索・救助活動時間分の性能を考慮する必要はない。

## 改正の効果

法第21条、第27条の規定が共にかかる建築物(例:4階建て共同住宅)の場合、基準適合のための検証を省力化可能。

## 令和6年4月1日施行予定

- (1) 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化
- (2) 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化
- (3) 防火規制に係る別棟みなし規定の創設
- (4) 既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化
- (5) 避難時倒壊防止構造の合理化
- (6) 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画  
(面積区画)に係る規定の合理化**

# 【建築基準法施行令第112条第1項ただし書、第3項】

## 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画(面積区画)に係る規定の合理化について

### 現行

- 建築物の各部分がアトリウムのような吹抜き空間を介して接する際、火災が発生した場合、吹抜き空間を介して他の部分へ火熱の影響が及ばない場合は、当該吹抜き空間とその他の部分の間に特定防火設備の設置を不要とする防火区画(面積区画)の合理化を規定している(令和元年改正)。
- 現行規定においては、令第112条第1項が適用され、吹抜き空間の床面積が1,500㎡を超える場合には、当該吹抜き部分には別途防火区画が要求される。



### 改正概要

- 吹抜き部分においても防火区画を不要とする。

#### R元改正

##### 改正前

防火区画により  
区画外への延焼を  
防止

防火区画

(耐火構造の壁・床又は  
防火扉・防火シャッター  
で区画)



※ 火熱の影響を及ぼさないロビー・通路等を想定、居室は不可

##### 改正後

延焼防止性能を有する  
アトリウム空間により  
延焼を防止



#### 今回改正

##### 補正前

防火区画

(耐火構造の壁・床又は  
防火扉・防火シャッター  
で区画)



※ 火熱の影響を及ぼさないロビー・通路等を想定、居室は不可

##### 補正後



### 改正の効果

- 1500㎡超の大規模なアトリウムが設計可能となる。



令和7年4月1日施行予定

- (1) 建築確認・検査の対象となる  
建築物の規模等の見直し**
- (2) 木造建築物の仕様の実況に応じた  
壁量基準等の見直し
- (3) 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた  
構造安全性の検証法の合理化

現状・改正主旨

- 事務の簡素化を図る観点から、建築確認・検査において、以下の制度を設けている。
  - ・ 都市計画区域等の区域外では、一定規模以下の建築物は、建築確認・検査の対象外
  - ・ 都市計画区域等の区域内では、建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物は、構造関係規定等の一部の審査が省略(いわゆる4号特例)
- 省エネ基準への適合や、省エネ化に伴い重量化している建築物に対する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して建築物を整備・取得できる環境を整備する必要がある。

改正概要

- 建築確認・検査の対象外とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域外の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物」とする。
- 構造関係規定等の審査省略の対象とするものは、木造・非木造に関わらず、「都市計画区域等の区域内の平屋かつ延べ面積200㎡以下の建築物(新3号建築物)」とする。

※建築物省エネ法において、新3号建築物は省エネ審査が省略されており、構造関係規定などの審査省略の対象と一致する制度となっている。

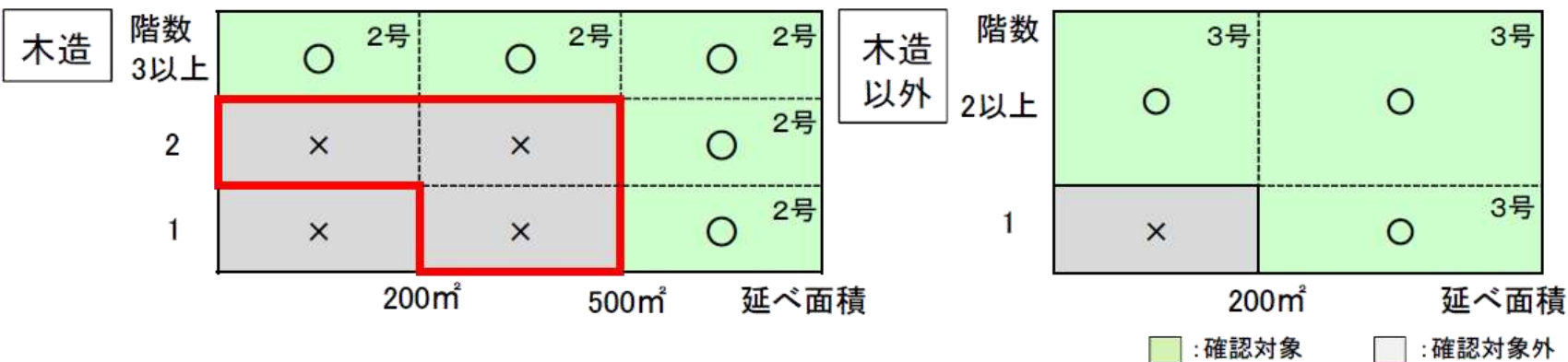
<木造建築物に係る審査・検査の対象>

現行			改正 ※非木造と統一化	
	建築確認	構造等の安全性審査	建築確認	構造等の安全性・省エネ審査
都市計画区域<<内>>	全ての建築物	階数3以上又は延べ面積500㎡超	全ての建築物	階数2以上又は延べ面積200㎡超
都市計画区域<<外>>		階数3以上又は延べ面積500㎡超		階数2以上又は延べ面積200㎡超

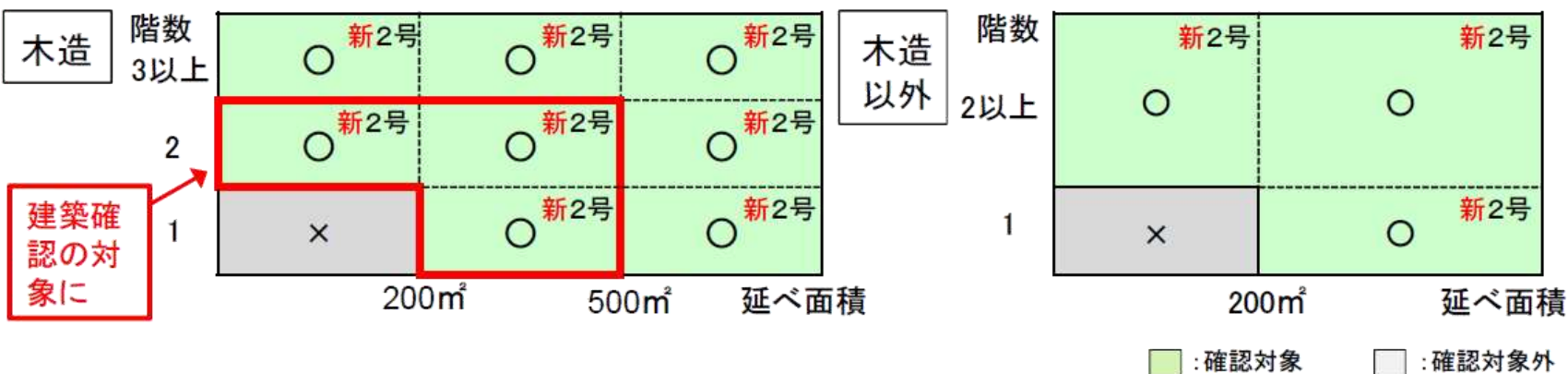
【施行日：公布の日から3年以内】

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等外

**改正前** 階数2以下かつ延べ面積500㎡以下の木造建築物は基本的に建築確認の対象外



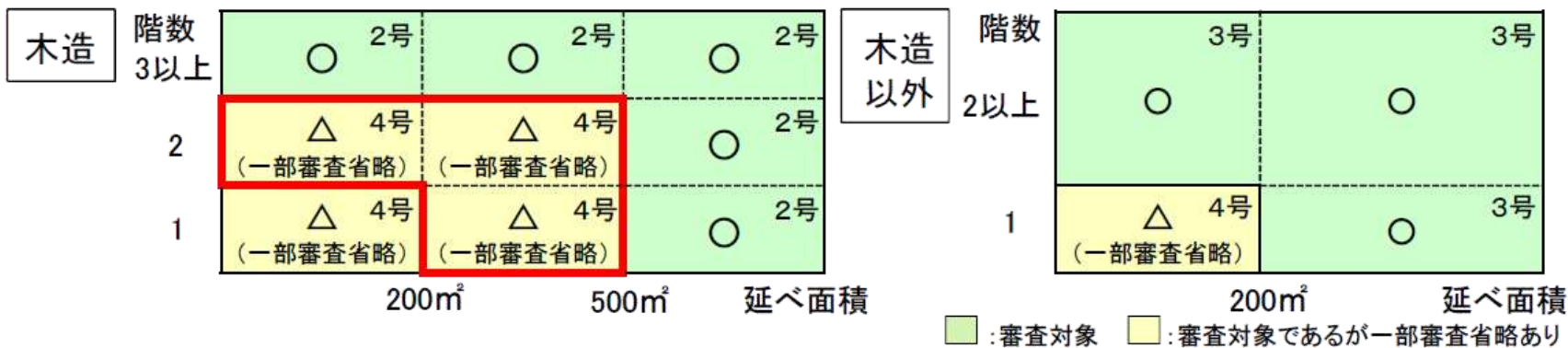
**改正後** 構造によらず、階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物は建築確認の対象に



○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内

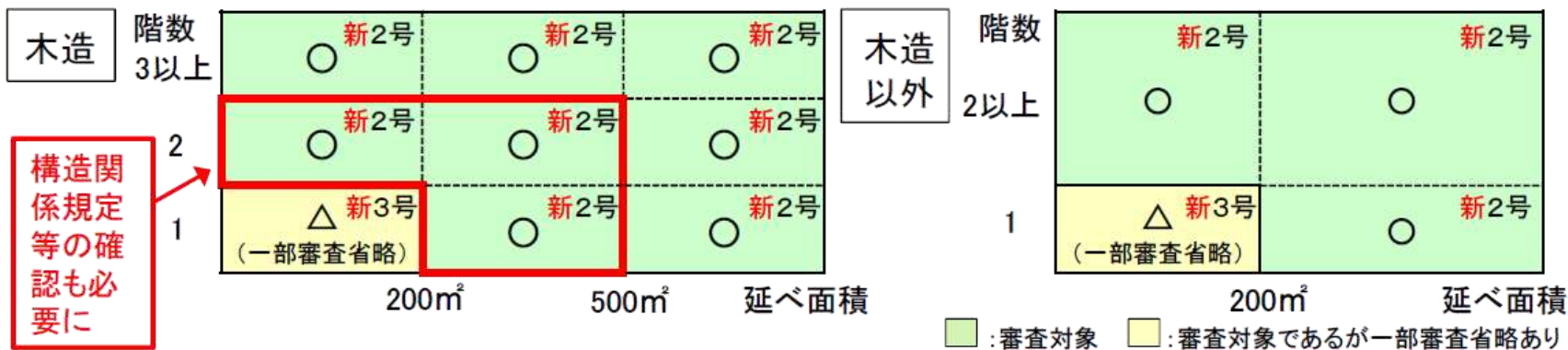
## 改正前

階数2以下で延べ面積500㎡以下の木造建築物は、建築士が設計・工事監理を行った場合には審査省略の対象

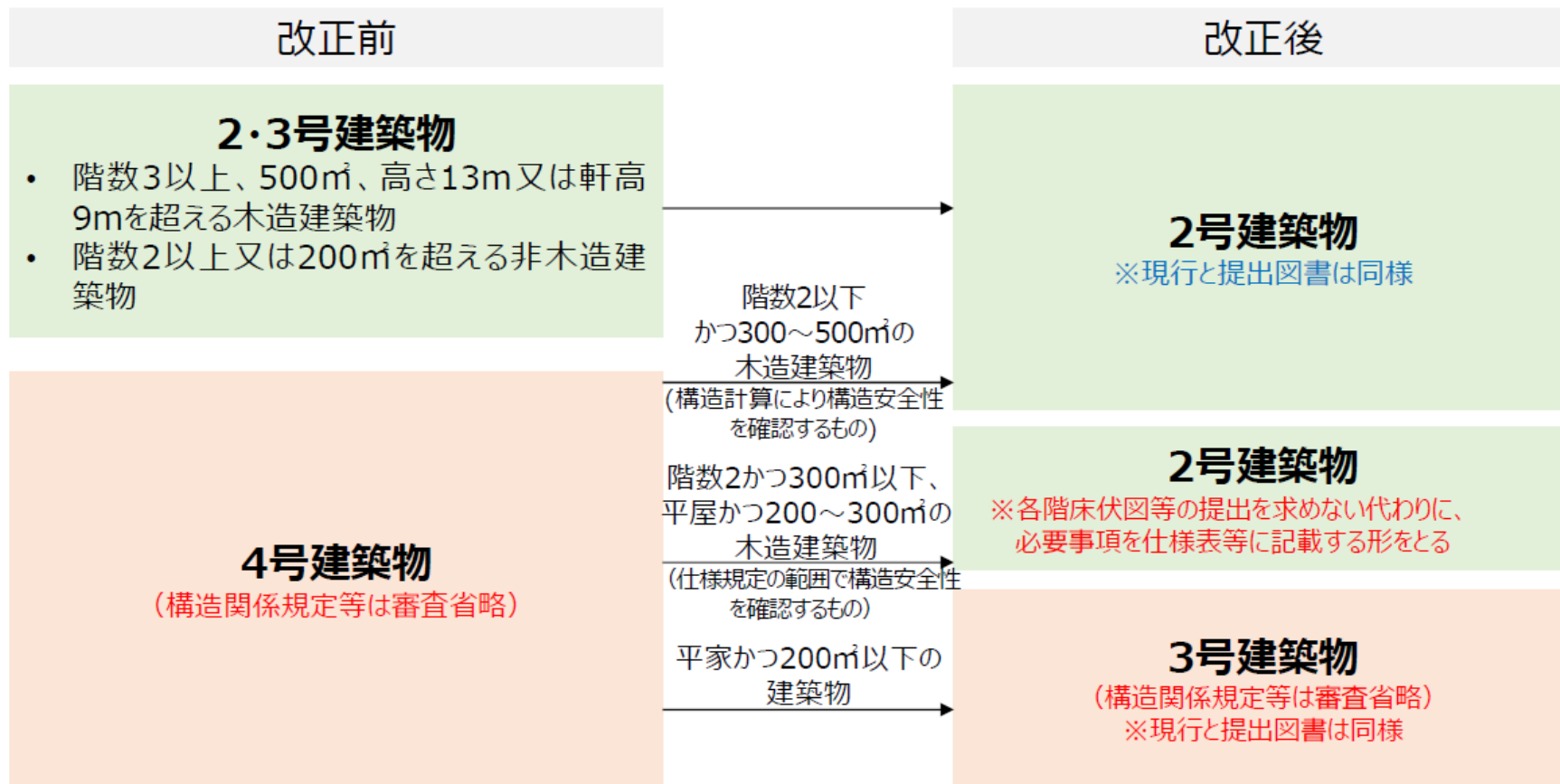


## 改正後

平家かつ延べ面積200㎡以下の建築物以外の建築物は、構造によらず、構造関係規定等の審査が必要に(省エネ基準の審査対象も同一の規模)



改正建築基準法の全面施行時（令和7年4月予定）において、旧4号建築物のうち、審査省略対象から外れるもの（仕様規定の範囲で構造安全性を確認する建築物に限る）については、提出図書等の合理化を図る。





旧4号から新2号に移行する建築物のうち、仕様規定の範囲で構造安全性を確認する計画については、必要事項を仕様表等に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書の合理化を図る。

構造計算により構造安全性を確認するもの

### 共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図

### 構造関係（令3章2節、3節）

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図
- 2面以上の軸組図

仕様規定の範囲で構造安全性を確認するもの

### 共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

**(添付省略)**

### 構造関係（令3章2節、3節）

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

**仕様表等**

令和7年4月1日施行予定

- (1) 建築確認・検査の対象となる  
建築物の規模等の見直し
- (2) 木造建築物の仕様の実況に応じた  
壁量基準等の見直し**
- (3) 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた  
構造安全性の検証法の合理化

# 木造建築物の仕様の実況に応じた壁量基準等の見直し

## 現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。  
一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱材の増加や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。  
(建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月の施行を予定)

## 壁量基準の見直し

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し  
現行: 「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定  
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化  
現行: 存在壁量として、耐力壁のみ考慮  
⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能
- 高耐力壁を使用可能化  
現行: 壁倍率は5倍以下まで  
⇒ 見直し: 壁倍率の上限撤廃(壁倍率5倍を超えるものも使用可)
- 構造計算による安全性確認の合理化  
現行: 構造計算による場合も壁量計算が必要  
⇒ 見直し: 構造計算による場合は壁量計算は不要

## 柱の小径の基準の見直し

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し  
現行: 階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定  
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、  
・ 柱の小径を算定  
又は、  
・ 小径別の柱の負担可能な床面積を算定

## 設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元※を入力すれば、必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備  
(※諸元: 階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等)



## 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し

- 建築物の荷重の実態に応じて、**算定式により、必要壁量を算定** (いわゆる「軽い屋根」、「重い屋根」は廃止)
- 特定の仕様等の組合せを確認することで、必要壁量を容易に把握できる**試算例(早見表)**を整備 (P.52参照)
- 諸元を入力することで、**必要壁量を容易に算定**できる**表計算ツール**を整備 (P.53参照)

## &lt;算定式(床面積あたりの必要な壁量)&gt;

$$L_w = (A_i \cdot C_0 \cdot \sum w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

$L_w$  : 床面積あたりの必要な壁量 (cm/m<sup>2</sup>)

$A_i$  : 層せん断力分布係数

$$A_i = 1 + \left\{ \frac{1}{\sqrt{\alpha_i}} - \alpha_i \right\} \times 2T / (1+3T)$$

固有周期  $T = 0.03h$  (秒)

$\alpha_i$  : 建築物の  $A_i$  を算出しようとする高さの部分が支える部分の固定荷重と積載荷重との和を当該建築物の地上部分の固定荷重と積載荷重との和で除した数値

$h$  : 建築物の高さ (m)

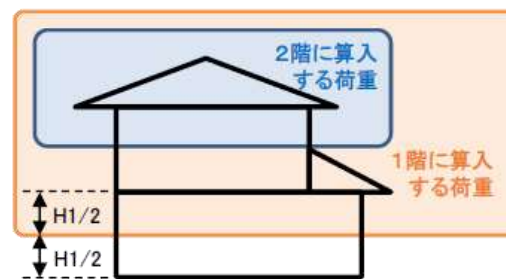
$C_0$  : 標準せん断力係数 0.2とする。

※令第88条第2項の規定により指定した区域の場合は0.3

$\sum w_i$  : 当該階が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和 (kN)

$A_{fi}$  : 当該階の床面積 (m<sup>2</sup>)

## &lt;荷重(Wi)算定のイメージ&gt;



$$(W2-2) = (G1 + D1 + D2) \times Af2 + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times Af2$$

$$(W2-1) = (Af1 - Af2) \times (G1 + D1 + D2) + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times Af2 + 0.5 \times (G2 + G3 + D3 + D4) \times Af1 + (G4 + P1) \times Af2 + (W2-2)$$

## &lt;算入する荷重&gt;

Af1: 1階面積 (m <sup>2</sup> )	D1: 天井(屋根)断熱材荷重 (kN/m <sup>2</sup> )
Af2: 2階面積 (m <sup>2</sup> )	D2: 太陽光発電設備等荷重 (kN/m <sup>2</sup> )
G1: 屋根荷重 (kN/m <sup>2</sup> )	D3: 外壁断熱材荷重 (kN/m <sup>2</sup> )
G2: 外壁荷重 (kN/m <sup>2</sup> )	D4: 高断熱窓荷重 (kN/m <sup>2</sup> )
G3: 内壁荷重 (kN/m <sup>2</sup> )	
G4: 床荷重 (kN/m <sup>2</sup> )	W2-1: 2階建の1階の荷重 (kN)
P1: 積載荷重 (kN/m <sup>2</sup> )	W2-2: 2階建の2階の荷重 (kN)

※在来軸組構法の場合

# 必要壁量試算例(早見表)

## <床面積当たりの必要壁量の試算例(早見表) HP掲載イメージ>

太陽光パネル設備等「なし」の場合

■試算No. 1~21

各階の階高	2階の床面積/1階の床面積						
仕様① 2F: 3.2m以下 1F: 3.2m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様② 2F: 2.9m以下 1F: 3.0m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下
仕様③ 2F: 2.8m以下 1F: 2.9m以下	0/100超え 20/100未満	20/100以上 40/100未満	40/100以上 60/100未満	60/100以上 80/100未満	80/100以上 100/100未満	100/100	100/100超え 120/100以下

該当する条件のPDFアイコンをクリック

階の床面積に乗ずる数値(単位 cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup>)と柱の小径(mm)の早見表

屋根と外壁の仕様		床面積に乗ずる値 (cm <sup>2</sup> /m <sup>2</sup> )			柱の必要小径 d <sub>c</sub> (mm)					
屋根の仕様	外壁の仕様	令第46条第4項			令第43条第1項、6項					
		平屋	2階建て		平屋		2階建て			
			1階	2階	d <sub>c</sub> /l*	d <sub>c</sub> (mm) 以上	d <sub>c</sub> /l*	d <sub>c</sub> (mm) 以上	d <sub>c</sub> /l*	d <sub>c</sub> (mm) 以上
瓦屋根(ふき土無)	土塗り壁等	23	51	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	サイディング	20	44	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	金属板張	20	42	24	1/32	90	1/27	105	1/31	90
瓦屋根(ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	モルタル等	19	46	24	1/32	90	1/24	120	1/31	90
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	土塗り壁等	16	44	21	1/32	90	1/24	120	1/31	90
金属板ぶき	モルタル等	16	42	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90
金属板ぶき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90

瓦屋根(ふき土無)サイディング 2階建ての場合

\*柱の必要小径d<sub>c</sub>/構架材間距離l

令和7年4月1日施行予定

- (1) 建築確認・検査の対象となる  
建築物の規模等の見直し
- (2) 木造建築物の仕様の実況に応じた  
壁量基準等の見直し
- (3) 階高の高い木造建築物等の増加を踏まえた  
構造安全性の検証法の合理化**

現状・改正主旨

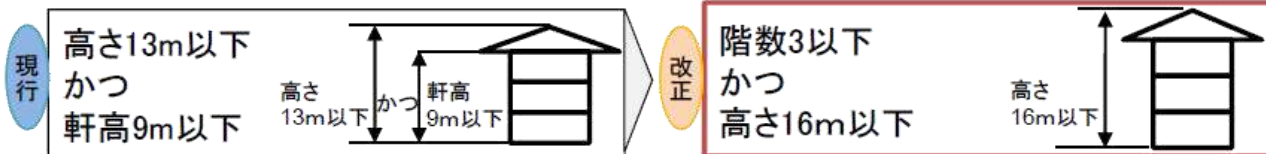
- 高さ13m又は軒高9mを超える木造建築物を建築する場合、高度な構造計算（許容応力度等計算等）により、構造安全性を確認する必要があるため、一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない。（法第20条第1項第2号）
- 近年の建築物の断熱性向上等のために、階高を高くした建築物のニーズが高まっている。
- 一定の耐火性能が求められる木造建築物の規模（第21条第1項）については、安全性の検証の結果、高さ13m超又は軒高9m超から、4階建て以上又は高さ16m超に見直されている（H30法改正）。

		～13m※ ※軒高9m	13m※～60m ※軒高9m	60m～
1階建	～500㎡	仕様規定	高度な構造計算 （許容応力度等計算、 保有水平耐力計算）	時刻歴 応答解析
	500㎡～	簡易な構造計算（許容応力度計算）		
2階建	～500㎡	仕様規定		
	500㎡～	簡易な構造計算 （許容応力度計算）		
3階建				
4階建～				

改正概要

- 高度な構造計算までは求めず、二級建築士においても設計できる簡易な構造計算（許容応力度計算）で建築できる範囲を拡大

【簡易な構造計算の規模】



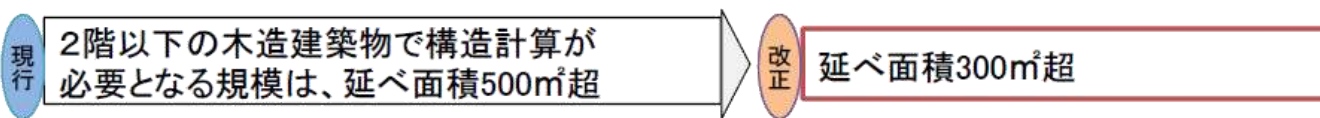
【施行日：公布の日から3年以内】

## 現状・改正主旨

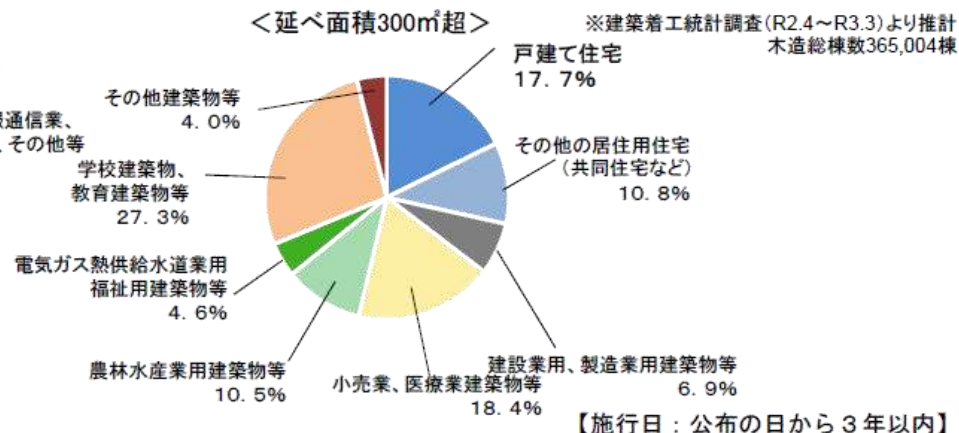
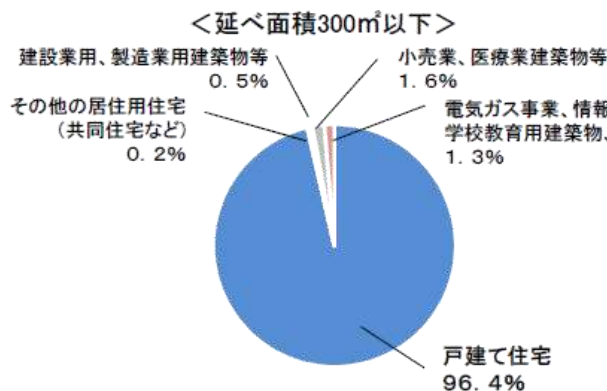
- 2014(平成26)年の豪雪被害をうけ、スパンの大きい等の要件に該当する建築物では構造計算において積雪荷重を割増すことになっている。(H30告示改正)
- 2階建以下で延べ面積500m<sup>2</sup>以下の木造建築物については、大スパンの屋根であっても構造計算が求められていない。(法第20条第1項)
- 多様なニーズを背景として、大空間を有する建築物が増加しており、これらの建築物に対応した構造安全性の確保が必要となっている。

## 改正概要

- 木造建築物で構造計算が必要となる規模を引下げ(対象を拡大)、構造安全性を確保



【参考】木造建築物の用途分類(延べ面積別)



現行

規模		高さ	高さ13m以下※ ※軒高9m以下	高さ13m※超 60m以下 ※軒高9m超	高さ60m超
1階建	500㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	500㎡以下		仕様規定		
	500㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建			簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
4階建～					

改正

規模		高さ	高さ16m以下	高さ16m超 60m以下	高さ60m超
1階建	300㎡以下		仕様規定	高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)	時刻歴 応答解析
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
2階建	300㎡以下		仕様規定		
	300㎡超		簡易な構造計算 (許容応力度計算)		
3階建			高度な構造計算 (許容応力度等計算、 保有水平耐力計算)		
4階建～					

【施行日：公布の日から3年以内】

第30回福島市建築・消防行政に関する講習会（令和6年2月8日開催）資料を一部改編  
令和6年2月版